

派遣労働者の同一労働同一賃金のポイント

1 派遣元が講じなければならない措置(均等・均衡待遇)

派遣元は、以下のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の公正な待遇を確保しています。

派遣先均等・均衡方式	派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇
労使協定方式	一定の要件を満たす労使協定による待遇

※ 派遣元で採用している待遇決定方式は、各派遣元のホームページなどで確認できます。

派遣元は、派遣料金に係る派遣先との交渉が派遣労働者の待遇の改善にとって極めて重要であることを踏まえつつ派遣料金交渉に当たるとともに、**派遣料金が引き上げられた場合には、可能な限り、当該派遣に係る派遣労働者の賃金を引き上げるよう努めることとされています。**

派遣労働者の待遇決定に関しては、「**同一労働同一賃金ガイドライン**」(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)が参考になります。

派遣先均等・均衡方式	労使協定方式
均等待遇 ① 職務の内容※¹ ② 職務の内容・配置の変更の範囲※²が同じ場合には差別的取扱いを禁止 均衡待遇 ① 職務の内容※¹ ② 職務の内容・配置の変更の範囲※² ③ その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止 ★ 派遣元は、「均衡待遇」を確保しつつ、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力または経験その他の就業の実態に関する事項を勘案して賃金を決定するよう努める必要があります ※¹ 職務の内容とは、「業務の内容」+「責任の程度」をいいます。 ※² 職務の内容・配置の変更の範囲とは、「人材活用の仕組みや運用等」をいいます。	<労使協定に定める事項> ① 協定の対象となる派遣労働者の範囲 ② 賃金の決定方法(同種業務の一般労働者の平均的な賃金額以上、職務内容等の向上や経験の蓄積等があった場合に改善) ③ 職務の内容などを公正に評価して賃金を決定すること ④ 賃金以外の待遇決定方法(派遣元の通常の労働者(派遣労働者を除く)との間で不合理な相違がない) ⑤ 段階的・体系的な教育訓練を実施すること ⑥ 有効期間 など ※ 労使協定を締結、改定したとき、労働者を雇い入れたときは、書面の交付等の方法による周知義務があります ※ 派遣先が実施する業務に必要な教育訓練や利用機会を与える給食施設・休憩室・更衣室については、派遣先の通常の労働者との間の均等・均衡が確保されます。(給食施設の料金・割引率などの利用条件についても派遣先の通常の労働者との間の均等・均衡の対象となります。) ※ 職務の内容に密接に関連する「安全管理に関する措置・給付」は、派遣先の通常の労働者との間で不合理な相違などが生じないことが望ましいとされています。



協定を書面で締結していない場合、協定に必要な事項が定められていない場合、協定で定めた事項を遵守していない場合、過半数代表者が適切に選出されていない場合には、【**労使協定方式**】は適用されず、【**派遣先均等・均衡方式**】が適用されます。

2 派遣元が講じなければならない措置(説明義務)

派遣元には、以下の①から③について、派遣労働者の待遇に関する明示や説明を行う義務があります。なお、明示・説明の方法は、以下により行うこととしています。

①a,②a → 文書の交付、派遣労働者が希望した場合のファクシミリまたは電子メール等

①b,②b,③ → 資料を活用し、口頭により行うこと または説明すべき事項をすべて記載した資料の交付等

※活用した資料の交付が望ましいことや、資料の交付が困難な場合でも事後求めがあったときは当該資料を閲覧させるなどの工夫に努めることとされています。

① 雇入れ時の明示・説明

a 派遣元からア～カが明示されます。

ア 昇給の有無、イ 退職手当の有無、ウ 賞与の有無

エ 労使協定の対象となる派遣労働者であるか否か(対象である場合には、労使協定の有効期間の終期)

オ 待遇の相違の内容及び理由等について派遣元事業主に説明を求めることができる旨

カ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

※ 労働基準法第15条に基づく労働条件の明示も行われます。

b 派遣元から待遇決定方式に応じてキ～ケが説明されます。

キ 派遣先の通常の労働者との間で不合理な待遇差を設けない・差別的取扱いをしない旨

ク 一定の要件を満たす労使協定に基づき待遇が決定される旨

ケ 賃金の決定に当たって勘案した事項(職務の内容、成果、能力、経験など)

② 派遣時の明示・説明

a 派遣元から①のア～オに加え、コ・サが明示されます。(労使協定方式の場合は①の工及びオを明示)

コ 賃金(退職手当および臨時に支払われる賃金を除く)の決定などに関する事項

サ 休暇に関する事項

※ 労働者派遣法第34条第1項に基づく就業条件等の明示も行われます。

b 派遣元から待遇決定方式に応じて①のキ・ケが説明されます。

③ 派遣労働者の求めに応じた説明

派遣労働者の求めにより、派遣元から待遇決定方式に応じて次の事項が説明されます。

※ 派遣労働者が説明を求めたことを理由とする不利益取扱いは禁止されています

【派遣先均等・均衡方式】の場合

◎ 派遣労働者と比較対象労働者の待遇の相違の内容 → 次の①および②の事項

① 待遇の決定に当たって考慮した事項の相違の有無

② 待遇の「個別具体的な内容」または「実施基準」

◎ 待遇の相違の理由

職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、待遇の性質および待遇を行う目的に照らして、待遇差の理由として適切と認められるもの

【労使協定方式】の場合

◎ 賃金が、次の内容に基づき決定されていること

・ 派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同等以上であるものとして労使協定に定めたもの

・ 労使協定に定めた公正な評価

◎ 待遇(賃金などを除く)が派遣元に雇用される通常の労働者(派遣労働者を除く)との間で不合理な相違がなく決定されていることなど

※ 派遣先均等・均衡方式の場合の説明の内容に準じて説明

3 派遣先が講じなければならない措置

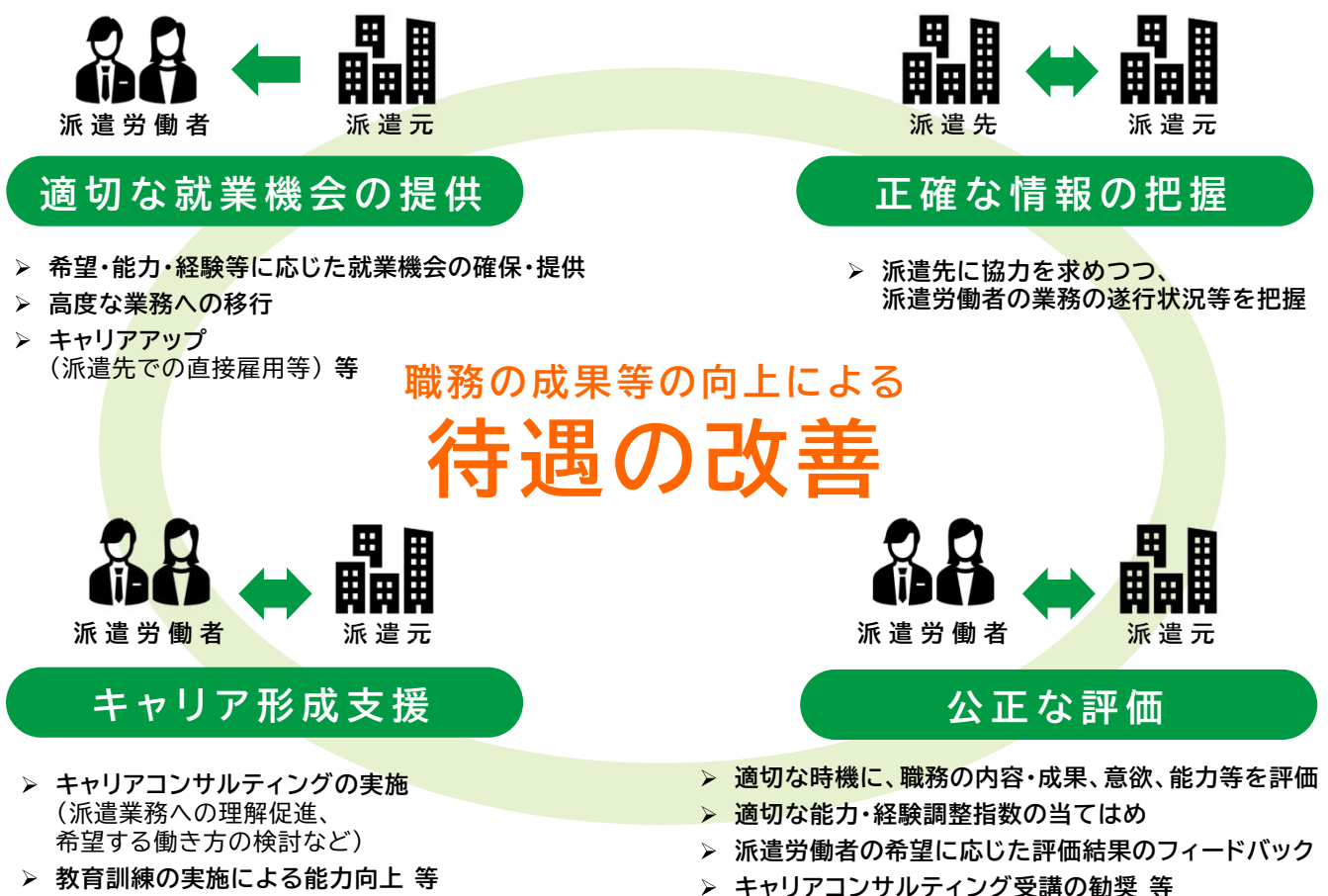
派遣先により実施・付与される教育訓練・福利厚生施設などがあります。

教育訓練	派遣先は、派遣先の労働者に実施する「業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練」については、派遣元の求めに応じて、派遣元が実施可能な場合などを除き、派遣労働者に対してもこれを実施するなど必要な措置を講じなければなりません。
福利厚生	派遣先は、派遣先の労働者が利用する給食施設・休憩室・更衣室について、派遣労働者に対しても利用の機会を与えなければなりません。 派遣先は、派遣先が設置・運営し、派遣先の労働者が通常利用している物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設、駐車場などの施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるよう配慮しなければなりません。

4 派遣元・派遣先が講じなければならない措置

派遣元は、派遣労働者の職務の成果等の評価、教育訓練やキャリアコンサルティングの実施、就業機会の確保及び提供を行うに当たって、その職務の成果等の向上により待遇が改善するよう、派遣労働者の希望に応じた評価結果のフィードバックや、以下の措置を総合的に行うよう努めること等が求められています。

また、派遣先は、派遣労働者の業務の遂行状況の情報を提供すること等により、派遣労働者の職務の評価等への協力等が求められています。



5 裁判外紛争解決手続(行政ADR)

派遣労働者と派遣元または派遣先との間で、次の事項に関してトラブルとなった場合には、「都道府県労働局長による助言・指導・勧告」や「紛争調整委員会による調停」を求めることができます。

この制度は**無料**で利用することができ、調停等の内容が公にされないため、**プライバシーが保護**されます。また、これらを求めたことを理由として、派遣元および派遣先は派遣労働者に対して**不利益な取扱いをしてはならないこと**とされています。

詳細はこちら



< 派遣元が講ずべき措置 >

- ① 派遣先の通常の労働者との不合理な待遇差、差別的取扱いの禁止
- ② 労使協定に基づく待遇の決定
- ③ 雇入れ時・派遣時の明示・説明
- ④ 派遣労働者の求めに応じた説明と説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止

< 派遣先が講ずべき措置 >

- ① 業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練の実施
- ② 給食施設、休憩室、更衣室の利用の機会の付与

ご不明な点については、まずお近くの都道府県労働局へお問い合わせください

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	京 都	需給調整事業課	075-241-3225
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	大 阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245
山 形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	需給調整事業室	073-488-1163
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥 取	需給調整事業室	0857-88-0022
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	島 根	需給調整事業室	0852-20-7017
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
東 京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	高 知	需給調整事業室	088-885-6051
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
石 川	需給調整事業室	076-265-4435	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
長 野	需給調整事業室	026-226-0864	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛 知	需給調整事業第二課	052-685-2555	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
三 重	需給調整事業室	059-226-2165			